

第1章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人まごころが運営する地域密着型特別養護老人ホームまごころの里高梁(以下「施設」という)は、地域密着型特別養護老人ホームとして、要介護状態にある高齢者に対し、適切な地域密着型介護老人福祉施設サービス(以下「サービス」という)を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続となるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者とする者との密接な連携に努める。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 地域密着型特別養護老人ホーム まごころの里 高梁
- (2) 所在地 高梁市落合町福地 380 番地 1

第2章 職員及び職務の分掌

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1人(常勤)
施設職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1人(嘱託医)
入居者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1人(常勤)
入居者又はその家族からの相談に応じ、入居者の自立支援を行う。
- (4) 介護職員 12人以上
入居者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の援助を行う。
- (5) 看護職員 1人以上(常勤)
入居者の健康状態の把握と、医師の指示に基づき看護業務を行う。

(6) 栄養士 1人(常勤)

食事の献立作業、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行う。

(7) 機能訓練指導員 1人以上(看護と兼務)

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1人以上(常勤介護職員と兼務)

施設サービス計画の作成等を行う。

(勤務体制の確保)

第5条 施設は、入居者に対し適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3 施設は、日中においてはユニット毎に常時1人以上の、また夜間及び深夜においては2ユニット毎に1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。

4 施設は、施設の職員によってサービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

第3章 入居定員等

(入居定員)

第6条 施設の入居定員は、28人とする。

(居室の定員)

第7条 一つの居室の定員は、1人とする。

(ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第8条 ユニットの数は3(9人・9人・10人)とし、入居定員は28人とする。

(定員の遵守)

第9条 災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

第4章 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額

(内容及び手続きの説明及び費用の額)

第10条 施設は、サービス提供の開始に際しては、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他入居申込者のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第11条 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合、適切な病院若しくは診療所又は介護老人

保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(受給資格の確認)

第13条 施設は、サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスの提供に努める。

(入退去)

第14条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努める。

3 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

4 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討する。

5 前項の検討に当っては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

6 前2項の検討の結果、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及び家族の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のための必要な援助を行う。

7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供や、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第15条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(サービス提供の記録)

第16条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

(利用料等の受領)

第17条 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の掲げる費用を徴収する。なお、料金については本規程末尾の別表のとおりとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 居住に要する費用
 - (3) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 理美容代
 - (5) 予防接種等の健康管理費用
 - (6) 前5号に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 施設は、前各項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受ける。

（保険給付のための証明書の交付）

第18条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

（サービスの取り扱い方針）

第19条 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するもので行う。

- 2 サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。
- 4 サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 施設の職員は、サービスの提供に当って、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
- 6 施設は、サービスの提供に当っては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。

また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況

並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

7 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(ユニット型地域密着型施設サービス計画の作成)

第20条 施設長は、介護支援専門員にユニット型施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という）の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、入居者に対して説明し、同意を得る。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況等の把握を行い、必要に応じて施設サービスの変更を行う。

5 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

(1) 入居者が、要介護更新認定を受けた場合

(2) 入居者が、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(介護)

第21条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。

3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。

5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に交換する。

6 施設は、前項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

7 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

8 施設は、入居者の負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事)

第 22 条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行う。

3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第 23 条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 24 条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行する。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第 25 条 施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 26 条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第 27 条 施設は、入居者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるようにする。

(入居者に関する市町村への通知)

第 28 条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して

その旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第5章 施設の利用に当たりの留意事項

(外出及び外泊)

第29条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

(健康保持)

第30条 入居者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断等は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第31条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第32条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれは持ち出すこと。

第6章 その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第33条 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難に関する具体的な計画を作成する。

2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。なお、避難訓練のうち1回は、夜間を想定した避難訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第34条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水についての衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品・医療器具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じるよう努める。

(協力病院等)

第35条 施設は、入院治療を必要とする入居者のための協力病院を定める。また、協力歯科医療機関を定める。

(提示及び広告)

第 36 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を提示する。

2 施設は、施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとしな
(秘密保持)

第 37 条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。
(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 38 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益の供与はしない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受しない。
(苦情処理)

第 39 条 施設は、サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 施設は、提供したサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行う。

4 施設は、市町村からの求めがあった場合、前項の改善の内容を市町村に報告する。

5 施設は、提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

第 40 条 提供するサービスの第三者による評価は行わない
(地域との連携)

第 41 条 施設は、運営に当って、地域住民またはその自発的な活動との連携、協力を行うなど、地域と交流に努める。

(運営推進会議)

第 42 条 地域密着型特別養護老人ホームが地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催は、おおむね 2 ヶ月に 1 回以上とする。

3 運営推進会議のメンバーは入居者、入居者家族、地域住民の代表者、高梁市の担当職員

もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び地域密着型密着特別養護老人ホームについて知見を有する者とする。

4 会議内容は、事業所のサービス内容の報告及び入居者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(事故発生時の対応)

第43条 施設は、サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 施設は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからず事由による場合、この限りではない。

(会計の区分)

第44条 施設は、サービス事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第45条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に関するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(緊急時などの対応)

第46条 施設は、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、配置医師との連携や診察を依頼するタイミング等、入所者の急変等に備えるための対応方針を定める。

(虐待の防止)

第47条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な指針や体制の整備を行う。

2 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたり、従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解するものとする。

3 虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置を講じる。

4 虐待が発生した場合には、手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

5 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に関催・研修(年2回以上)をするとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(その他)

第48条 この規程に定めのない事項については、厚生労働省令並びに介護保険法の定めるところによる。

付 則

この運営規程は、平成 25 年 8 月 1 日より施行する。

平成 26 年 1 月 1 日改正

令和元年 10 月 1 日改正

令和 3 年 8 月 1 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 8 月 1 日改正

別表（第 17 条関係）

3-(1) 食事代 (2) 居住費

利用者負担段階	食事代（円/日）	居住費（円/日）
第 1 段階	390	880
第 2 段階	390	880
第 3 段階 ①	650	1,370
第 3 段階 ②	1,360	1,370
第 4 段階	1,445	2,066

居住費について：所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働大臣が定める者については厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除する。

3-(4) 理美容サービス (5) 予防接種等

項 目	金 額	備 考
理美容サービス	実 費	直接理髪店に支払い
予防接種	実 費	医療機関にお支払い

3-(6) 上記以外の費用

利用者の希望によって提供する日用品・教養娯楽用品等・・・実費